見　積　依　頼　公　告

下記のとおりオープンカウンター方式による見積徴取を行います。

記

１．調達ポータルの利用
本調達は、「調達ポータル（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/)」を利用して公示し、実施するものとする。

２．見積徴取を行う事項
（１）業務名称
渡鹿住宅樹木剪定及び撤去作業（管 2026）
（２）業務場所
熊本県熊本市中央区渡鹿一丁目 16 番
（３）契約期間
契約締結の翌日から令和９年１月２９日まで
（４）申込み期限
令和８年１２月７日（月曜日）１７時まで
（５）見積書提出期限
令和８年１２月８日（火曜日）１２時まで
（６）見積合わせの日時
令和８年１２月８日（火曜日）１４時
（見積合わせへの立会いは不要とする。）

３．見積合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項
（１）令和７・８年度財務省南九州地区の競争参加資格審査において、業種区分が「造園工事」であり、責任をもって作業を完了することができる者
（２）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（３）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当局の競争参加資格審査の再認定を受けた後の資格において競争参加の資格を有するものとする。
（５）各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
（６）当局の支出負担行為担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の相手方となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
（７） 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
（８）見積依頼事項に関する資料の交付を受けた者であること。

４．契約条項を示す日時、場所及び見積参加申込みに関する事項

（１）日時　令和８年１１月２０日（金曜日）から令和８年１２月７日（月曜日）
　　平日９時から１２時 及び １３時から１７時

（２）場所　九州財務局　管財部　第三統括国有財産管理官
　　熊本県熊本市西区春日二丁目１０番１号　熊本地方合同庁舎Ａ棟７階
　　電話　０９６－３５３－６３５１　（内線）３１６７

（３）見積参加申込み及び仕様書等の交付方法

見積参加を希望する者は、上記（１）の期間中に以下の内容を記載した電子メールを送信すること。なお、仕様書等は、当該電子メールアドレス宛に交付する。

【送信先メールアドレス】keiyaku3tou@ks.lfb-mof.go.jp（「l」は英小文字の「エル」）

件名：「渡鹿住宅樹木剪定及び撤去作業（管 2026)」の仕様書等交付願
メール本文：見積参加者の住所
　　氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）
　　担当者氏名
　　担当者連絡先（電話番号）
添付ファイル：等級決定通知書（写）又は 登録通知書（写）

（４）見積書等の提出方法

ア．電子メール、郵送（簡易書留）又は持参により、上記４（２）に示す場所または４（３）に示すメールアドレスに提出すること。

イ．当局の要求する「指名停止等に関する申出書」、「誓約書」及び「役員等名簿」、代理人等が見積もりを行う場合は委任状を見積書と併せて提出すること。

５．見積もりの無効

次に該当する見積もりは無効とする。

（１）本公告に示した参加資格を有しない者のした見積もり
（２）見積金額、見積参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載のない見積もり（代理人等が見積もりを行う場合は、代理人等の氏名を記入すること。）
（３）金額を訂正した見積もり
（４）誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積もり
（５）明らかに連合によると認められる見積もり
（６）同一事項の見積もりについて他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の見積もり
（７）その他見積もりに関する条件に違反した見積もり

６．見積書の記載金額について

契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって契約価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

７．契約相手方の決定等

予算決算及び会計令第 99 条の５の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

８．契約書等の作成

契約締結に当たっては、請書を作成するものとする。

９．契約保証金

全額免除する。

１０．見積合わせ結果の公表等

見積合わせの結果については、ホームページ等での公表は行わないが、問い合わせ等があった場合には、見積合わせの日時経過後、契約相手方及び見積価格について回答する。

以上公告する。

令和８年１１月２０日

支出負担行為担当官
九州財務局総務部長　　小　川　　恭　史